

陳情第 号

永久劣後ローン融資制度の創設を求める意見書の提出に関する陳情

今、天災ともいふべき「コロナ禍」により、日本経済の基盤である企業が大小を問わず、売上高30%減、50%減あるいは休業の危機、資金繰りの危機に追い込まれ、廃業や倒産に追い込まれようとしています。数か月続けば、運転資金は涸渇します。

現在、緊急経済対策として、日本政策金融公庫等の金融機関により緊急運転資金の貸し付けが実行されています。ただ、いつ回復するかわからない経済状況下で、長くても数年先には返済が始まる融資のみでは、経営計画（借入返済計画）は砂上の楼閣となる危機に満ちています。負債が膨れ上がりバランスシートは確実に劣化します。

私たちが要望する「永久劣後ローン」融資制度は、大小問わず利用可能で、とりわけ喫緊にその制度を必要とする中小企業が経営計画（経営指針書）の中で、自信をもって返済計画を織り込める融資制度となります。具体的には地域金融機関が、返済期限を定めない「永久劣後ローン」を実行し、その債権を政府と日銀の出資により設立された「買取機構等」が買い上げるという仕組みを構築し、「擬似資本」を中小企業に注入することです。中小企業は金利を支払い、長期間で損失を修復し、資金に余裕ができたときに元本を一括返済します。

「買取機構等」は、「永久劣後ローン」の金利を例えば2%にすれば50年で、4%にすれば25年で元本を回収できますし、さらに中小企業から元本を一括返済されますので、国は財政への負担が小さく経済再生に大きな効果を生み出します。地域金融機関に損害は発生せず、中小企業が債務超過にならないので融資がし易くなります。

地域経済の基盤である中小企業の存続を守り、中小企業との共存共栄を図る地域金融機関を支援し育てることを目的とするものです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を提出していただきますよう陳情致します。

記

1 全企業を対象とする「永久劣後ローン融資制度」（資金に余裕ができた時に元本一括返済並びに政府による永久劣後ローンの買い取りの仕組みをつくる）を創設すること。

令和2年 月 日

議会議長 殿

(陳情者) 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号
福岡県中小企業振興センター11階
一般社団法人福岡県中小企業家同友会
代表理事 新内一秋
代表理事 高谷幸一
代表理事 有田栄公